

# 姫路市調整給付金(不足額給付Ⅱ)支給確認書 のお知らせ

## 【 記 入 要 領 】

(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業)

- 原則として、給付金の手続き(確認書の記入・提出)は本人が行い、給付金についても本人の預金口座に振り込まれます。
- 下記の記入例を確認しながら、別添「**姫路市調整給付金(不足額給付Ⅱ)支給確認書**」(以下、「確認書」といいます。)に記入等し、**同封の返信用封筒で返送してください。**  
なお、確認書を提出していただいても、**記入漏れや書類不備がある場合は給付を受けられません。**
- **支給時期は、本市が確認書を受理してから3~4週間後が目安です。**返送のあった件数により前後しますのでご了承ください。書類に不備等があった場合は支給が遅れます。
- その他ウラ面の注意事項をお読みください。

提出期限:

令和7年

**9/30(火)**

(当日消印有効)

期限を過ぎると受給できませんので余裕をもって提出してください。

※代理人申請(法定代理人含む)につきましては個々の事情に応じた添付書類の案内をさせていただきますので、姫路市価格高騰生活支援給付金コールセンターにお問い合わせください。

### 記入例

オモテ面

発行日 令和 年 月 日  
給付申請番号

提出期限  
令和7年  
9月30日  
(当日消印有効)

#### 姫路市調整給付金(不足額給付Ⅱ)支給確認書

調整給付金(不足額給付Ⅱ)の概要

調整給付金(不足額給付Ⅱ)の概要は、以下のとおりです。

以下のいずれの条件も満たすことが要件となります。(納税義務者の合計所得金額が1,805万円超の場合は対象外)

- 令和6年分所得税及び令和6年度個人住民税所得割ともに定額減税前金額がゼロであること。  
(⇒ 定額減税の対象外であること。)
- 税制上で、「扶養親族」の対象外であること。⇒ 青色事業専従者・事業専従者(白色)、合計所得金額48万円超の者(⇒ 扶養親族等として、定額減税の対象外であること。)
- 令和5年度、令和6年度に実施された低所得世帯向け給付<sup>※1</sup>対象世帯の世帯主・世帯員に該当していること。  
※1 ・ 令和5年度住民税非課税世帯への給付(7万円)  
・ 令和5年度住民税均等割のみ課税世帯への給付(7万円または10万円)  
・ 令和6年度新たに住民税所得割が非課税となった世帯への給付(10万円)

支給要件

支給額

1万円~4万円  
※条件によって支給額が変わります。  
● 単人住民税所得割のみ対象となる場合は1万円  
(一例) 令和5年所得において合計所得金額が48万円超のため税制上で「扶養親族」から外れ、令和6年所得において合計所得金額が48万円以下であったため扶養親族として所得税の定額減税の対象となった場合  
● 所得割のみ対象となる場合は3万円。ただし、令和6年度当初調整給付金の算定時に扶養親族として定額減税対象人数に含まれていた場合は、その影響する金額を減じた金額となります。  
(一例) 令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合

(1) 支給方法 口座振込 支給日は、本市が 4週間後が目安(ただし、書類不備の場合は、遅れます。)

(2) 支給口座<sup>※2</sup> (口座名義)

(3) 支給額

※2 マイナンバーカードに連携された公金受取口座を登録されている場合に限り適用されます。変更等がないか必ずご確認ください。

A

B

A

手順①

- 支給額を確認してください。

手順②

- 公金受取口座を登録されている方は、予め「(2)支給口座」に口座情報を印字していますので確認してください。  
※空欄の場合や異なる口座への振込みを希望する場合は、確認書ウラ面に振込みを希望する口座を記入し、本人確認書類(有効期限内のもの)の写し及び振込先の口座情報が確認できる書類の写しの両方を貼付してください。

B

手順③

- 誓約・同意事項の内容について確認してください。

手順④

- 異議がなければ、**氏名(あて名の方)、確認日、連絡先電話番号**をご記入ください。

※記入がない場合は書類不備となり、支給が遅れます。

姫路市価格高騰生活支援給付金コールセンター ☎079-221-1502

受付時間 9:00~17:00(土・日・祝を除く)

ウラ面もご確認ください▶

# 記入例

ウラ面

本人確認書類の写しの両方を貼り付けてください。

ウラ面

金融機関名	支店名	分類	口座番号	口座名義(カナ)
1.銀行 4.信託 7.信託 2.信用金庫 5.協同 3.信用組合 6.共済			※右詰めでご記入ください	※通帳の表紙に合わせてください
金融機関番号	店番号	通帳番号	口座名義(カナ)	
		※右詰めでご記入ください	※通帳の表紙に合わせてください	

C

C

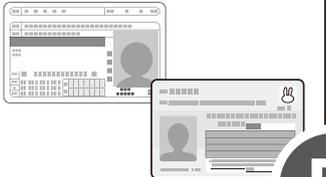
・どちらか一方に、受取口座をご記入ください。

D

・本人確認書類(有効期限内のもの)及び振込先の口座情報が確認できる書類の写しを貼り付けてください。

・代理申請や代理受給を行う方は、①あて名の方の本人確認書類に加えて、②代理人の本人確認書類の写しも貼り付けてください。

本人確認書類の写し  
貼付欄



代理受給を希望される場合

代理人の本人確認書類の写し  
貼付欄



D

人(あて名の方)に  
へ払込の場合は貼付

口座  
確認  
書類  
の  
写  
し

※通帳見開き1ページの写しを貼付けてください。

【必要な情報】

- 金融機関名
- 支店名
- 口座番号
- 口座名義人(カナ)



代理受給等を行う場合

代理受給等(法定代理人含む)については個々の事情に応じた「別途添付書類」の案内をさせていただきますので、コールセンター(079-221-1502)にお問い合わせください。

フリガナ 代理人氏名	納税義務者(あて 名の方)との関係	代理人住所	代理人住所
	大正		
連絡可能な電話番号		署名(又は記名押印)	
		納税義務者(あて名の方)氏名	

E

E

代理人が内容確認及び受給する場合は記入し、下記の書類を貼り付けてください。

【代理人が確認・請求する場合】

①あて名の方と②代理人の本人確認書類の写し

【代理人が受給する場合】

①あて名の方と②代理人の本人確認書類の写し

また、個々の事情に応じた添付書類等のご案内をいたしますので、必ず姫路市価格高騰生活支援給付金コールセンター(079-221-1502)までお問い合わせください。

## 〈注意事項〉

- ・金融機関で口座を作れない等どうしても口座振込による受給ができない方は、姫路市価格高騰生活支援給付金コールセンター(079-221-1502)までお問い合わせください。
- ・本給付金を受給しない場合も、コールセンターまでご連絡ください。
- ・本給付金関係で提出された書類等は審査・確認等の根拠となるため返却できません。
- ・確認書オモテ面の支給額に相違を認める場合には、相違のあることが分かる関係書類(源泉徴収票、確定申告書など)の写し(コピー)を添えて提出期限までに提出してください。
- ・税の修正申告が生じた等により支給要件に非該当となったことが確認できた場合は本給付金が支給されません。また、提出いただいた関係書類取得時にご負担いただいた発行手数料等は返金できません。

給付申請番号メモ欄【

】